

提出書類チェックリスト（変更申請時）

変更申請前にご確認ください。

お問い合わせ先
一宮市環境部環境政策課
TEL : 0586-45-9953（直通）

【確認事項】

- 変更が生じた際は、変更申請書類を一宮市環境部環境政策課（環境センター北館 1 階）へ、郵送又は持参にて速やかにご提出ください。

【提出書類】

- 令和 6 年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画変更申請書（様式第 4）に、以下のとおり記入し、申請してください。
- ①様式第 4 の補助対象者氏名、補助対象者住所に誤りがある場合は、様式第 4 を書き直してください。
 - ②その他の項目は訂正箇所を二重線で抹消し、訂正してください。
- 型式等に変更がある場合
- 様式第 4 の「1 型式等の変更」に○をつけ、変更のある対象機器にレ点をつけてください。
 - 令和 6 年度一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画変更書（様式第 5）に変更後の型式等を記入してください。
※変更する設備項目のみ記入してください。なお、補助対象経費の変更がない場合は、「2 補助対象経費」の項目には何も記入せず、そのまま提出してください。
- 補助対象経費に変更がある場合
- 様式第 4 の「2 補助対象経費の変更」に○をつけ、変更のある対象機器にレ点をつけてください。
 - 様式第 5 に変更後の補助対象経費を記入してください。
※記入する補助対象経費は変更する設備のみでかまいません。なお、型式の変更がない場合は「1 型式等」の項目には何も記入せず、そのまま提出してください。
 - 追加契約、変更契約等で新たに契約を交わした場合は下記のいずれかの書類を添付してください。
 - ・工事請負契約書の写し
 - ・売買契約書の写し
 - ・注文書の写し及び注文請書の写し（両方の写しが必要です。）
 - 契約書の写し等はお客様控えを提出していますか。
 - 契約書等の写しの契約者は、補助対象者と同じになっていますか。
 - 印紙の貼付、割印等の処理はされていますか。
 - 補助対象経費が明記されていますか。明記されていない場合は見積書・内訳書等※の写しが必要です。（見積書等もお客様控えが必要です）
※原契約と合計金額に変更はないが、内訳に変更が生じ、補助対象経費が変更になった場合は、新たな内訳書を添付してください。

工事を中止する場合

- 様式第4の「3 工事中止」に○をつけ、中止する対象機器にレ点をつけてください。
様式第5の提出は不要です。

申請の取り下げを行う場合

- 様式第4の「4 申請の取下げ」に○をつけ、取り下げる対象機器にレ点をつけて取り下げ理由を記入してください。様式第5の提出は不要です。
※一体的導入の申請において、1部の設備が補助対象外となる場合でも、対象外となる設備以外が要件を満たす場合は、対象外以外の設備は補助金を受けることは可能ですので、変更申請で対象外設備のみ補助申請を取り下げてください。
(例) 一体的導入①(太陽頂発電システム、蓄電池、HEMS)の申請を行ったが、実績報告書の提出期限までに太陽光発電システムの連系が間に合わないため、太陽光発電システムの補助申請を取下げ、蓄電池とHEMSのみの申請へ変更を行う。